

## 資料

# 湖南省総合計画策定条例

平成26年6月27日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の総合計画を策定するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 長期的展望に立ち、目指すべき将来の市の姿及びそのための施策の大綱を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想の実現に向け、基本となる施策とその目標を示すものをいう。
- (4) 実施計画 基本計画に位置付けられた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、湖南省総合計画審議会条例（平成17年湖南省条例第1号）第1条に規定する湖南省総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定し、又は変更するときは、湖南省議会基本条例（平成24年湖南省条例第16号）第10条第1項第1号の規定により、議会の議決を経なければならない。

(総合計画の公表)

第5条 市長は、総合計画の策定、又は変更後、速やかにこれを公表するものとする。

(総合計画との整合)

第6条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するにあたっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

# 湖南省総合計画審議会条例

平成 17 年 1 月 18 日

条例第 1 号

改正 平成 18 年 3 月 15 日条例第 11 号

平成 18 年 9 月 25 日条例第 32 号

## (設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、湖南省総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の総合計画の樹立並びに地域づくり推進事業について必要な調査及び審議を行う。

## (組織)

第 3 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内の公共的団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 2 項第 2 号に掲げる者が、その職を離れたときは、委員の職を失う。

## (会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、所掌事務を分掌させるため特に必要と認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。
- 4 部会長は、部務を掌理し部会の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画の策定及び進行管理に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し必要な事項は、審議会が市長の同意を得て定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年条例第11号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年条例第32号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

# 審議会委員

委嘱期間 平成26年10月16日～2年間

50音順・敬称略

氏名	所属等	区分	備考
伊地智良雄	市体育協会長	2号委員	
市川徹二	市民生委員児童委員協議会長	2号委員	
稲塚里子	学校法人光星学園 三雲幼稚園長	2号委員	
大島正秀	市地域まちづくり協議会会長会議会長	2号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
甲斐切稔	市国際協会長	2号委員	
川北智之	(公社)水口青年会議所	2号委員	
黄瀬絢加	市地域おこし協力隊	3号委員	
北村典子	公募委員	3号委員	
北村紀嗣	区長会長	2号委員	27. 7. 1～
木邑賢治	人権団体代表	2号委員	
久保恵美子	人権擁護委員	1号委員	副会長
久保憲二	公募委員	3号委員	
坂田庄司	市消防団長	2号委員	
櫻井義男	市地域まちづくり協議会会長会議会長	2号委員	27. 7. 1～
上西佐喜夫	甲賀農業協同組合湖南地区担当理事	2号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
上西保	市商工会長	2号委員	
園田英次	市工業会長	2号委員	
高橋あつ子	市健康推進員協議会長	2号委員	
竹澤かづ子	元教育委員	1号委員	
龍池直明	市社会福祉協議会長	2号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
谷康彦	市社会福祉協議会長	2号委員	27. 7. 1～
直野静夫	公募委員	3号委員	
南里明日香	滋賀県総務部財政課長	1号委員	
仁連孝昭	元滋賀県立大学理事・副学長 元滋賀県立大学地域共生センター長	1号委員	会長
八太洋市	甲賀農業協同組合湖南地区担当理事	2号委員	27. 7. 1～
福島由美子	公募委員	3号委員	
溝口弘	NPO法人ワイワイあぼしクラブ理事長	2号委員	
森井翔太	市地域おこし協力隊	3号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
山村聰	区長会長	2号委員	26. 10. 16～ 27. 3. 31
吉田健太郎	市地域おこし協力隊	3号委員	27. 7. 1～

1号委員 学識経験を有する者

2号委員 市内の公共団体の代表者

3号委員 市長が認める者(公募委員)

# 審議会諮問文・答申文

湖 企 第 81 号  
平成26年（2014年）10月16日

湖南省総合計画審議会会長 様

湖南省長 谷 畑 英 吾

第2次湖南省総合計画の策定について（諮問）

第2次湖南省総合計画を策定するにあたり、湖南省総合計画策定条例  
第3条の規定により貴審議会に諮問します。

## 第2次湖南省総合計画策定にあたっての基本方針（諮問趣旨）

### 1. 第2次湖南省総合計画策定の趣旨

湖南省では、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるため、湖南省総合計画を策定しています。平成18年(2006年)10月に湖南省総合計画～2015 夢おこし・明日づくりの物語～を策定し、「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろうきらめき湖南」の実現を目指したまちづくりを推進してきました。湖南省総合計画は平成18年度からの10年間を計画期間としており、平成27年度に最終年度を迎えることから、この総合計画を検証し、社会経済情勢の変化や国の新たな政策等に対応した第2次総合計画を策定します。

少子高齢化や人口減少社会、また大規模災害への対応を迫られている今、長期的な視野に立った行財政システムの最適化を行っていくことが求められています。

### 2. 総合計画の構成

総合計画は、まちづくりの基本理念や将来像に基づき、施策の全体を示したもので、基本構想および基本計画からなるものです。

基本構想は、湖南省の10年後の将来を展望したまちづくりの基本理念と将来像を示すとともに、総合的な行政運営の指針となるものです。

基本計画は、まちづくりの将来像を達成するための基本的な施策を示すものです。

計画期間は、総合計画の期間の前期に相当する平成28年度から平成32年度の5年間とします。

また、平成33年度から平成37年度の後期については、社会経済情勢や住民ニーズの変化などを踏まえ、改めて策定するものとします。

- ・前期計画 … 平成28年度から平成32年度までの5年間
- ・後期計画 … 平成33年度から平成37年度までの5年間

### 3. 市民参加の手法と情報公開

総合計画は、時代の潮流や地域社会の変化、住民ニーズの変化などに対応した計画で、計画の策定段階において、市民と行政が協働して地域の発展を考え、まちづくりを進める仕組みが不可欠です。

総合計画の策定にあたっては、市民などで構成する総合計画審議会が計画策定の中心的な役割を担うものですが、さらに、より多くの市民の意見を反映するため、未来の湖南省を担う中学生や、市民を対象とした意識調査の実施、また、多様な意見や提案を幅広く求めるためのパブリックコメントを実施します。

また、湖南省総合計画策定条例第4条の規定に基づき、湖南省議会の議決を得ることを通じて、市の将来を見据えた最良の意思決定を行います。

#### **4．総合計画策定の推進体制**

総合計画の策定にあたっては、市政を担う職員を中心とする総合計画策定委員会を設置し、湖南省のまちづくりを推進するため全職員自ら策定作業にあたります。

#### **5．将来人口の捉え方**

第2次総合計画の策定にあたり、各種の将来人口推計調査を実施し、まちづくりの基本となる目標年次における人口規模を推測します。

#### **6．個別計画との調整**

湖南省における最上位計画として、まちづくりの方向性を明らかにするとともに、都市計画マスタープランや環境基本計画などをはじめとする様々な分野別の基本方針の策定、改訂に際し、総合計画に示すまちづくりの方向性に即した内容とすることにより、総合的、計画的なまちづくりを進めます。

平成 27 年（2015 年） 9 月 30 日

湖南省長 谷 畑 英 吾 様

湖南省総合計画審議会  
会 長 仁 連 孝 昭

第 2 次湖南省総合計画について（答申）

平成 26 年 10 月 16 日付、湖企第 81 号において湖南省総合計画審議会に諮問された「第 2 次湖南省総合計画の策定」について、当審議会では慎重に審議を重ねた結果、別添のとおりとりまとめましたので答申します。

なお、計画の策定および推進にあたっては、本答申の趣旨を十分に尊重され、「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向けて、別記事項に意見を添えて要請します。

## 別記

### <まち将来像を実現するために - 市民との共有、着実な推進>

第二次湖南省総合計画は、湖南省のまちづくりにおいて最も根幹となる計画であり、各分野で策定している個別計画の指針となるものである。基本構想には、湖南省のまちの将来像と長期的なまちづくりの基本目標を掲げるだけでなく、重点的に進めるプロジェクトを3つのプランに取りまとめ、さらに市民と共有を図る工夫として、夢のある3つの“物語”に仕立て掲載している。

公的なサービスに対するニーズが多様化し、変化の速度も早まる中、行政だけでできることには限界があり、市民とともにまちづくりに取り組む必要性がますます高まっている。

「ずっとここに暮らしたい！みんなで創ろう きらめき湖南」の実現に向け、第二次湖南省総合計画が市民一人ひとりに届くよう、市民目線から様々な手段を用い、丁寧な周知を図りながら、地域まちづくり協議会などの多様な主体との協働により、着実に施策展開を図っていただきたい。

### <人口減少対策の推進 - 魅力的なまちづくり>

基本構想の計画期間である今後10年の間にも、人口減少や少子高齢化はさらに進行し、その影響は、医療、福祉をはじめとする地域社会のあらゆる分野におよぶことになる。

雇用の拡大、多様な働き方の実現、結婚、出産、子育てに関する切れ目のない支援策を実施するなど、市民にとって魅力的で、豊かさを実感しながら暮らせる環境を整えることが、移住・定住の促進、大幅な人口減少の抑制につながるまちづくりであり、市民の満足度の向上、ふるさとへの愛着や誇りにもつながる。

今般、人口減少対策に関する総合的な計画として、第二次湖南省総合計画と同時に策定する湖南省まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な実施を通じ、これまで以上に積極的に暮らしやすいまちづくりに取り組んでいただきたい。

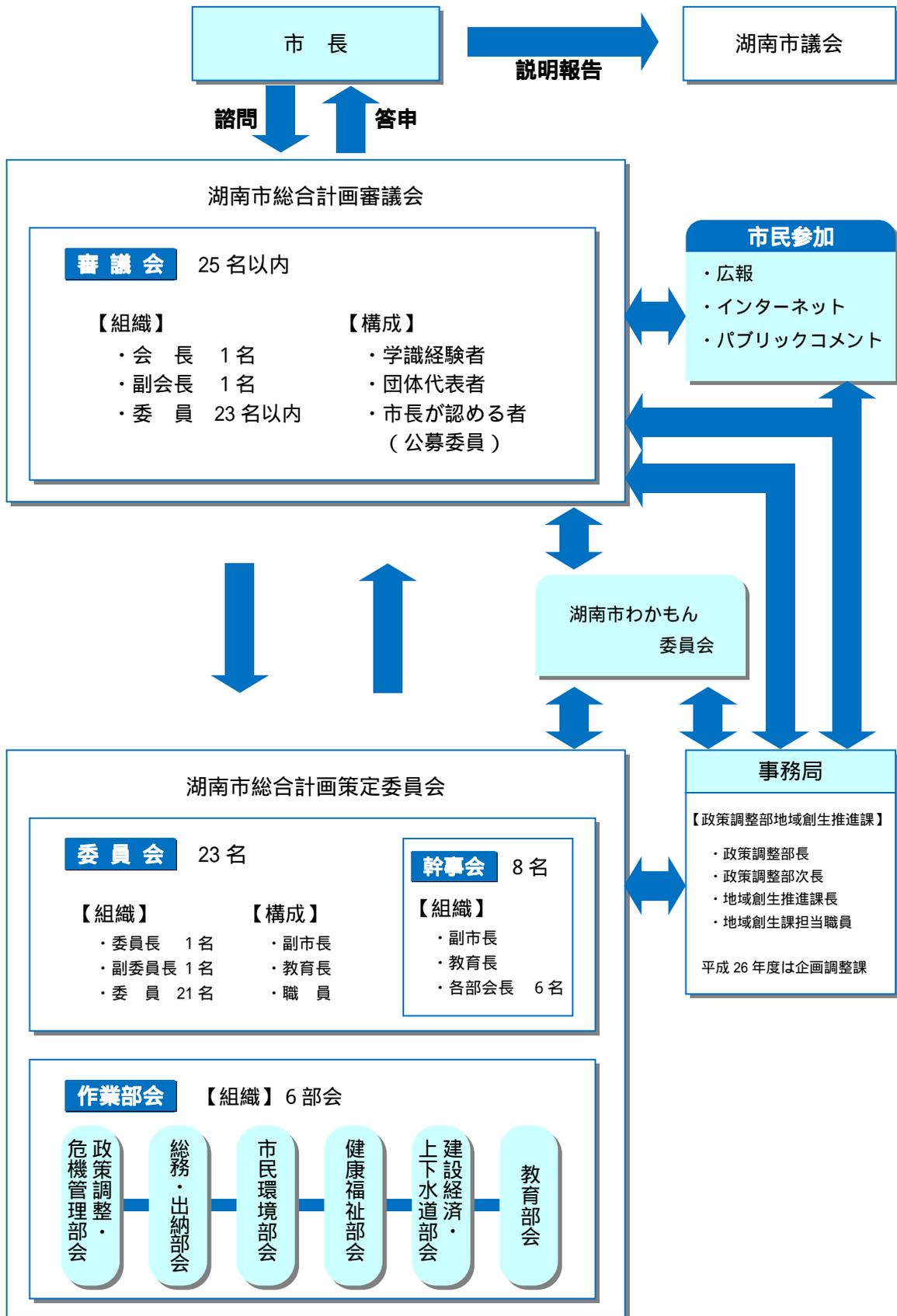
### <湖南省らしい政策の推進 - 独創的なまちづくり>

地域の自然エネルギーの積極的な活用やアール・ブリュット作品を活用したまちづくりなど、湖南省独自の先進的な取り組みが定着し、市民共同発電所の取り組みや湖南工業団地におけるスマートエネルギーシステムの導入、または物産館整備による都市型農業モデルの構築など、さらなる発展を遂げようとしている。

既存の地域資源を活用する「あるものいかし」「湖南省らしさ、良さ」の視点に加え、未来志向で挑戦する都市として、地域の魅力をみんなで磨いたり、明るい未来につながる独創的なまちづくりを進めていただきたい。

また、同時にこれらの湖南省の魅力を積極的に市内外に向けて発信していただきたい。

# 湖南省総合計画策定組織体系図



# 策定経緯

年	月 日	経 緯	内 容
平成 26 年	9月 1日 ～ 20日	湖南省総合計画審議会公募委員募集	広報こなん 6月号に委員募集について掲載
	7月 10日	湖南省総合計画審議会公募委員選考委員会	湖南省総合計画審議会公募委員選考委員会要領に基づき、応募人数4名を選任
	10月 8日	第1回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画策定について ○湖南省総合計画に関する市民意向調査について
	10月 14日	第1回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○湖南省総合計画策定委員会規程について ○第二次総合計画策定組織について ○第二次総合計画策定日程について ○第一次総合計画の検証等について
	10月 16日	第1回湖南省総合計画審議会	○湖南省総合計画審議会の運営について ○会長、副会長の選出 ○諮問 ○総合計画基本構想、基本計画の説明および第二次湖南省総合計画の策定について ○議題1 第一次総合計画の検証について ○議題2 第二次湖南省総合計画策定組織体系図（案）について ○議題3 第二次湖南省総合計画策定日程（案）について ○議題4 第二次湖南省総合計画に関する市民意向調査（案）について
	10月 30日 ～ 11月 22日	市民アンケートの実施 中学生アンケートの実施	
	12月 18日	第1回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「湖南省の良いところ・悪いところ」
	平成 27 年	1月 22日	第2回湖南省わかもん委員会
2月 9日		第2回湖南省総合計画策定委員会	○第二次総合計画策定作業資料について ○湖南省わかもん委員会について
2月 20日		第2回湖南省総合計画審議会	○議題1 社会動向について ○議題2 現況と動向について ○議題3 まちづくりアンケート調査について ○議題4 後期基本計画の実施状況の整理、評価について ○議題5 まちづくりの主要課題の整理について ○議題6 第二次湖南省総合計画の構成について ○議題7 湖南省わかもん委員会について
2月 24日		第3回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「わかもんが住んでみたいまち」
3月 9日		第3回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画基本構想（案）について
3月 19日		第3回湖南省総合計画審議会	○議題1 第二次湖南省総合計画基本構想（案）について

年	月 日	経 緯	内 容
平成 27 年	5 月 1 日	第 2 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○湖南省総合計画策定状況について ○地方創生「まち・ひと・しごと」について ○湖南省基本構想（原案）について ○基本計画調整シート（現状と課題・施策）の作業について ○作業部会長の選任について
	6 月 10 日 ～ 11 日	第 3 回湖南省総合計画策定委員会作業部会 各課ヒアリング	○基本計画（現状と課題・施策）について ○「みんなで進める身近な取り組み例」について ○目標指標について ○総合戦略体系について ○まち・ひと・しごと戦略茶話会の参加協力について
	6 月 16 日	第 4 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「シュウジ君物語」 シュウジ君は、湖南省に住む 23 歳の青年。10 年後シュウジ君を取り巻く環境はどのように変化しているのか、まちは？ひとは？しごとは？
	6 月 29 日	第 5 回湖南省わかもん委員会	○ワークショップ 「シュウジ君物語」
	6 月 30 日	第 4 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○話題提供：人口減少が与える将来像 ○意見交換 ○とりまとめ発表
	7 月 21 日	第 4 回湖南省総合計画策定委員会	○第二次湖南省総合計画基本構想（案）について ○第二次湖南省総合計画基本計画（素案）について
	7 月 30 日	第 4 回湖南省総合計画審議会	○議題 1 第二次湖南省総合計画基本構想（案）について ○議題 2 第二次湖南省総合計画基本計画（素案）について
	8 月 17 日	第 5 回湖南省総合計画策定委員会作業部会	○第二次総合計画基本計画（案）について ○まち・ひと・しごと総合戦略の内容確認・修正について
	9 月 14 日	第 5 回湖南省総合計画策定委員会	○基本計画第 7 章について ○目標指標について
	9 月 24 日	第 5 回湖南省総合計画審議会	○議題 1 基本計画第 7 章および目標指標について
	9 月 30 日	第二次湖南省総合計画審議会答申	
	10 月 6 日 ～ 11 月 5 日	パブリックコメントの実施	○意見の件数（意見提出者数）：3 件（1 人）
	11 月 20 日	湖南省議会議員全員協議会	説明 第二次湖南省総合計画について
	11 月 27 日	平成 27 年 12 月湖南省議会定例会	案件提出 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 10 日	湖南省議会 総務常任委員会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 10 日	湖南省議会 総務常任委員会福祉教育常任委員会 連合審査会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 11 日	湖南省議会 総務常任委員会産業経済常任委員会 連合審査会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 11 日	湖南省議会 総務常任委員会	審査 ○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について
	12 月 16 日	平成 27 年 12 月湖南省議会定例会	○議案第 100 号 第二次湖南省総合計画の策定について（可決）

# 用語解説

頁	語 句	
8	普通出生率	人口千人あたりの一定の時間内（通年1年）における出生数を人口で割ったもの。
8、19	合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当。
9	年齢3区別人口	年齢別人口のうち、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）を年齢3区別人口。
10	自然増減	出生と死亡による人口の増減。
10	社会増減	転入と転出による人口の増減。転入はほかの市町村から湖南市域内に新たに住所を定めること、転出は湖南市域外へ住所を移すこと。
11	昼夜間人口	昼間人口は、就業者または通学者が従業・通学している従業地・通学地による人口。夜間人口（常住人口）は地域に常住（居住）している人口。
13	産業別就業人口	就業者を産業別に分類したもの。産業構成を第1次（「農業、林業」「漁業」を合わせたもの）、第2次（「鉱業、採石業、砂利採取業」「建設業」「製造業」を合わせたもの）、第3次（第1次産業と第2次産業および分類不能の産業以外の項目を合わせたもの。）に分ける。そのため、グラフの第1次産業、第2次産業、第3次産業の割合を足しても100%にならない。
14	a（アール）	面積の単位。1アールは100平方メートル（約30.25坪）。
14	専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家。
14	第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家。
14	第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家。
7、19、42、43	国立社会保障 ・人口問題研究所	厚生労働省本省に設置された研究機関。社会保障・人口問題に関する研究、人口・経済・社会保障の間の関連の研究などを通じて、福祉国家に関する研究と政策とを橋渡しし、研究成果を広く社会に提供し、国民の福祉の向上に寄与することを目的とする。
19、97	バイオマス	生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、エネルギーや物質に再生が可能な、動植物から生まれた有機性の資源（石油や石炭などの化石資源は除かれる。）のことで、具体的には、農林水産物、稲わら、もみがら、食品廃棄物、家畜排せつ物、木くずなど。
20	GDP	Gross Domestic Product の略。国民総生産（GNP）から海外で得た純所得を差し引いたもので、国内の経済活動の水準を表す指標。
20	指数関数的	累乗の指数が変数となる指数関数のように、値が大きくなるに連れて程度や量が飛躍的に増すような状態。ますます増加のペースを早めていくような様子。

頁	語 句	
21、28、45、 68、70、110、 146、154、 156、160、 161、169	NPO	Nonprofit Organization の略。非営利団体一般のことを指す場合と、特定非営利活動促進法により法人格を得た特定非営利活動法人のみを指す場合がある。
21、125	グローバル化	経済活動や人々の行動が地球的規模、地球的視野で行われるようになること。
23、117、204	滋賀県草津線複線化 促進期成同盟会	沿線地域における産業振興や観光開発をはじめ、経済・文化の動脈として重要な機能を果たしている草津線の複線化促進を目的に、滋賀県と沿線市（草津市、栗東市、甲賀市、湖南市）、日野町および三重県伊賀市で組織している。
37、140、 171	健康寿命	認知症や寝たきりにならない状態で心身ともに自立し、健康的に生活できる期間のこと。
52、145、 147、181	認定こども園	就学前の子どもを、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援事業を行う施設。
62	モータリゼーション	自家用車をはじめ自動車の普及した社会のこと。
62、143、 204	中核病院	地域の医療連携の中核を担う病院で、複数の診療科や高度な医療機器を備えた病院。
69、78、79	地域おこし協力隊	人口減少や高齢化などの進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。
74、76、77	DV	ドメスティック・バイオレンス。夫婦や恋人など親密な間柄にある、またはあった者から加えられる身体的、精神的・性的な暴力のこと。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念。
75	こなんし子育てガイドブック	湖南市の子育て支援情報をまとめた冊子。
75	湖南市子育て応援サイト ココフレ	妊娠・出産、子育てを応援する行政サービスに関する情報を提供するサイト。
76、77	セクシャル・ハラスメント	身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真などの掲示、性的な冗談やからかいなど、相手の意に反した性的な言動で相手を不快にさせるさまざまな行為。
79、211	ふるさと納税	「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設。実際には、都道府県、市区町村への「寄附」。
80、81、160、 161、195、196	外国人市民	湖南市内に生活拠点を持つすべての外国籍のひとや、働くすべての外国籍のひとのこと。

頁	語句	
92	マザーレイク 21 計画	<p>滋賀県では、国の 6 つの省庁が平成 9 年度（1997 年度）から 2 カ年にわたり共同で実施した「琵琶湖の総合的な保全のための計画調査」をふまえて、琵琶湖を健全な姿で次世代に引き継ぐための指針として、平成 12 年（2000 年）3 月に、琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク 21 計画）を策定。</p> <p>マザーレイク 21 計画では、2050 年頃の琵琶湖のあるべき姿を念頭に、平成 11 年度（1999 年度）から平成 22 年度（2010 年度）までを第 1 期、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までを第 2 期として、琵琶湖を保全するための幅広い取り組みを進めている。</p>
94	持続可能な滋賀社会ビジョン	<p>地球温暖化など地球規模での環境変化や、琵琶湖流域での環境変化に対応し、滋賀県が持続可能に発展していくために、2030 年という長期的な視点で、その道筋を明らかにするとともに、着手すべき施策や今後の展開方向を示している。</p>
97	コナン市民共同発電所	<p>湖南市地域自然エネルギー基本条例の理念に基づき、市民の皆さんからの出資を元に太陽光発電設備を備えた「コナン市民共同発電所」を設置し、地域経済の活性化に取り組み地域社会の持続的な発展をめざす。</p>
102	公園サポーター制度	<p>市が管理する都市公園等において、市民と行政が協力して快適な公園の維持・保全を図るとともに、公園愛護意識の高揚を図ることを目的とした制度。</p>
105	リサイクル率	<p>排出されるごみの総量（集団回収量を含む）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のこと。</p>
105	下水道整備普及率	<p>下水道処理人口普及率のことをいい、総人口に対して下水道を利用できる区域の割合。</p>
108、109、110、137	地籍調査	<p>地籍の明確化を目的として、主に市町村が主体となり一筆ごとの土地の所有者、地番、地目などの調査と、境界の位置と面積を測量する調査を行い、正確な地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成するための調査。</p>
110、122	開発行為	<p>主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更のこと。</p>
112、113	滋賀県道路整備 アクションプログラム	<p>滋賀県が「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的に示した道路整備計画で、県内 8 地域別に策定。「アクションプログラム 2013」では、平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間の道路整備計画を示している。</p>
112、113	法定外公共物	<p>道路、河川などの公共物のうち、「道路法」、「河川法」、「海岸法」などの管理に関する法律の適用または準用を受けないものこと。</p>
113	南部中央線	<p>県道長寿寺本堂線との接続部を起点として、市南部を東西に走り、夏見地先まで至る市道。</p>

頁	語句	
117、118	甲西駅行き違い設備	単線であるJR草津線の利便性向上を図るための設備。列車同士が行き違いができるよう単線区間の停車場（駅または信号場）において2つ以上線路を設置した部分。
118	福祉運送	身体障がいのある人や要介護者など、一人では公共交通機関を利用することが困難な移動制約者に対して、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービスを提供すること。
119	バスシステム	バスを運行するしくみ。
120	ほ場整備	生産性の向上とともに農村環境の整備、地域活性化などを目的とする農地基盤の整備。区画の規模・形状の変更、用排水、道路などの整備のほか農地の利用集積や非農用地の創出による土地利用の秩序化などを行う。
120	優良農地	一団のまとまりのある農地や、農業水利施設の整備などを行ったことによって生産性が向上した農地など良好な営農条件を備えた農地。
120	戸別所得補償制度	販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物対象に、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食糧自給率の向上と農業の多面的機能を維持することを目的とする制度。
120、121	集落営農	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産を共同して行う営農活動。(1) 転作田の団地化、(2) 共同購入した機械の共同利用、(3) 担い手を中心となって取り組む生産から販売までの共同化など、地域の実情に応じてその形態や取り組み内容は多様。
121、122	生産森林組合	生産森林組合制度は、昭和26年の森林法改正において創設。森林組合が、組合員の森林経営の一部（施業、販売など）の共同化を目的にしているのに対し、生産森林組合は、「所有と経営と労働の一致」を理念として、組合員の森林経営の全部の共同化などを行うことを目的としている。
121、130、210	6次産業化	農林漁業者（1次産業従事者）が原材料供給者としてだけでなく、「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギーなど）を有効に活用し、加工（2次産業）・流通や販売（3次産業）に取り組む経営の多角化を進め、農山漁村の雇用確保や所得の向上をめざすこと。
122	林業普及指導員	都道府県に設置されており、森林所有者などに対して、地域の実情に応じて高度な森林施業技術の指導および情報提供、林業経営者などの育成・確保、地域全体での森林整備の促進や木材利用の推進、森林ボランティアや学校教育における森林環境教育の指導者育成などの活動を行っている。

頁	語 句	
123、124、 125、126	公益社団法人 湖南工業団地協会	湖南工業団地に進出した企業が同一地域での労働条件、福利厚生、職場の安全衛生をはじめそのほかの諸問題を幅広く連絡調整する協議機関。工場排水の共同自主管理、地域の環境保全活動や共同安全衛生活動を実施している。
125	サプライチェーン	原料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスの繋がり。
126	I S O	International Organization for Standardizationの略。製品やサービスの世界的な標準化およびこれに関連する活動の発展を図ることを目的として、設立された国際標準化機構。
143、158	地域包括ケア	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供すること。
147	家庭支援推進保育事業	日常生活における基本的な習慣および態度のかん養などについて、保育を行う上で特に家庭環境などに対する配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配、職員の研修などを行うこと。
150	重症心身障がい者	重度の知的障がいおよび重度の肢体不自由が重複している障がい者。
150、154	グループホーム	主として夜間において、共同生活を行う住居で、入居している障がいのある人について相談そのほかの日常生活上の援助を行う。
153	権利擁護支援システム	権利侵害への対応や権利行使に社会的な支援が必要な高齢者および障がい者などに対し、権利擁護に関する相談から支援までを総合的に実施するしくみ。
156、157	要介護認定者	介護保険制度において、介護サービスの利用に先立って利用者が介護を要する状態であることを保険者である市から認定された者。
156、158	予防給付	介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防すること。
158	要支援・要介護状態	身体上または精神上の障がいがあるために、入浴、排せつ、食事などの日常生活における基本的な動作の全部または一部について、6か月間にわたり継続して常時介護を要すると見込まれる状態で、要介護状態区分（要介護1～5）のいずれかに該当する者のこと。
158	地域包括支援センター	地域の高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設けられた施設。

頁	語句	
158	予防重視型システム	平成 18 年の介護保険制度改定において、高齢者ができる限り要支援・要介護状態にならない、あるいは重度化しないよう「介護予防」を重視したシステム。
164、166、171	危機管理	大地震などの自然災害や、不測の事態に迅速・的確に対処できるよう、事前に準備しておく諸政策。
178、181、182	外国人児童生徒	小・中学校に在籍する外国籍の児童生徒のこと。
178、182	適応指導教室	不登校児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善などのための相談・適応指導（学習指導を含む。）を行うことにより、その学校復帰を支援し、もって不登校児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。
182	インクルーシブ教育システム	同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある児童・生徒に対して、その時点で、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟なしくみ。
202	外部評価委員会	評価自体の客観性や透明性を高めるため、外部の有識者および公募委員で構成する委員会。
203	投資的事業	道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設など社会資本の整備などに要する経費にかかる事業であり、普通建設事業費、災害復旧事業費および失業対策事業費から構成されている事業。
203、206	経常収支比率	地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的（継続性・安定性）に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的（義務的）に支出される経費（経常的経費）に、どの程度充当されているかという割合のこと。この比率が低いほど、一般財源が臨時的な財政需要に対して余裕を持つこととなり、財政構造に弾力性があるということになる。
203	新地方公会計制度	平成 18 年に公表された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針（総務省）」において、地方公会計改革が打ち出され、人口 3 万人以上の都市においては、平成 20 年度決算までに貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類 4 表の整備に取り組むことになった会計制度のこと。

